

学校法人中国学園 ガバナンス・コードの適合状況報告書

点検基準日：令和6年8月31日

ガバナンス・コード	適合状況	実施内容
<b>第1章 私立大学・短期大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重</b>		
<b>1-1 基本理念</b>		
(1) 教学の理念	○	教学の理念「自律創世」を学内外に示し、これに基づく教育課程を編成・実施している。
(2) 教学の理念に基づく人物像	○	教学の理念「自律創世」に基づく人材像を示し、それをふまえたディプロマ・ポリシーを策定して教育を行っている。
<b>1-2 教育と研究の目的(私立大学・短期大学の使命)</b>		
(1) 教学の理念に基づく教育目的等	○	「学則」に、教学の理念「自律創世」に基づく教育目的及び研究目的を明確にしている。
(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	令和2年度に中期計画を策定し、教育改革の推進、財政基盤の安定化、入学定員確保等について重点的に取り組むことを明記し、現在取り組んでいる。
(3) 私立大学・短期大学の社会的責任等	○	公共性・地域貢献等を念頭においた学校法人経営等、社会的責任を果たせるよう取り組んでいる。
<b>第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)</b>		
<b>2-1 理事会</b>		
(1) 理事会の役割	○	理事会は、年間の開催計画通りに開催され、学校法人の経営強化を念頭において、理事及び大学運営責任者の業務執行の監督をしている。
<b>2-2 理事</b>		
(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	△	常任(勤)理事の役割、理事長の代理権限順位の明確化については未実施である。令和7年4月1日施行の私立学校法改正に伴い改正予定である寄付行為と合わせて検討している。
(2) 学内理事の役割	○	教職員である理事はその専門性を生かして教育・研究、経営面について適切に業務を執行している。
(3) 外部理事の役割	○	私立学校法第38条第5項に基づいて外部理事を選任し、様々な観点から意見を述べ、理事会議論の活性化に寄与している。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	全理事に対する研修機会の提供が未実施であり、今後実施する予定であるが、今年度も一部の理事が日本私立大学協会主催の研修会等へ参加することになっている。
<b>2-3 監事</b>		
(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	○	学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況等について理事会、評議員会に出席し意見を述べている。
(2) 監事の選任	○	適切な手続きで、2名の監事を専任している。
(3) 監事監査基準	○	令和3年度末に「中国学園監事監査基準」を作成し、令和4年度よりこれに基づいて監査を実施している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備	△	監事に対する研修機会の提供が未実施であり、今後実施する予定である。
<b>2-4 評議員会</b>		
(1) 諮問機関としての役割	○	「学校法人中国学園寄附行為」に基づいて適切に役割を果たしている。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員から意見を引き出すよう議事運営の方法の改善に努力している。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	「学校法人中国学園寄附行為」に基づいて適切に意見の具申等を行っている。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	監事の選任について審議している。
<b>2-5 評議員</b>		
(1) 評議員の選任	○	「学校法人中国学園寄附行為」に基づいて広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出している。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	△	評議員に対する評議員会開催の事前の資料配付及び意見に対する進捗の報告は実施しているが、研修機会の提供が未実施であり、今後実施について検討していく。
<b>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</b>		
<b>3-1 学長</b>		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	大学教学運営を統括し、所属教職員が学長方針や学校法人経営情報を十分理解できるようこれらを積極的に周知している。
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長等の役割）	○	「学校法人中国学園組織規則」に副学長・学部長等の役割を明記し、大学教学運営を分担して行っている。
<b>3-2 教授会</b>		
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	教授会規程に基づいて適切に役割を果たしている。
<b>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</b>		
<b>4-1 学生に対して</b>		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	学部・学科毎に3つのポリシー及び入学から卒業に至る学びの筋道を明確にし、その達成に向けて教育の改善・充実に取り組んでいる。
<b>4-2 教職員等に対して</b>		
(1) 教職協働	○	教員と事務職員等は適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	△	FD・SDは取り組まれているが、常任理事によるBDが未実施であり、今後実施する予定である。
<b>4-3 社会に対して</b>		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	自己点検・評価を改善につなぐため内部質保証推進委員会を設置している。
(2) 社会貢献・地域連携	○	「地域支援センター」を設置し、産官学の組織的連携を強化している。
<b>4-4 危機管理及び法令遵守</b>		
(1) 危機管理のための体制整備	○	各種危機管理マニュアルの整備・更新に取り組んでいる。
(2) 法令遵守のための体制整備	○	全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。
<b>第5章 透明性の確保（情報公開）</b>		
<b>5-1 情報公開の充実</b>		
(1) 法令上の情報公表	○	学園HP等に公表している。
(2) 自主的な情報公開	○	学園HP等に公開している。
(3) 情報公開の工夫等	○	多様なメディアを活用して情報公開するとともに、分かりやすい説明も付けるようにしている。

